

れい わ ねん ど だい かい お う め し し ょ う が い し ゃ ち い き じ り つ し え ん き ょ う ぎ かい し だ い
令和5年度第3回青梅市障害者地域自立支援協議会 次第

れい わ ねん が つ に ち げ つ
令和5年12月11日(月)
ご ご じ ご ご じ
午後2時～午後4時
し や く し ょ かい かい ぎ し つ
市役所2階202・203会議室

1 かい かい
開会

2 あ い さ つ
あいさつ

3 ほう こ く じ こ う
報告事項

(1) に っ ち ゅ う し え ん が た かい せ つ し り ょ う
(1) 日中サービス支援型グループホームの開設について (資料 1)

(2) し な い ぎ や く た い つ う ほう と う じ ょ う き ょ う た い お う し り ょ う
(2) 市内における虐待通報等の状況および対応について (資料 2)

(3) し ょ う が い し ゃ け い か く し ょ う が い ふ く し け い か く し ょ う が い じ ふ く し け い か く そ あ ん
(3) 障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の素案について
(資料 3)

(4) た
(4) その他

4 た
その他

き ょ う ぎ かい かい さい に つ い て し り ょ う
協議会の開催日程について (資料 4)

だい かい お う め し し ょ う が い し ゃ ち い き じ り つ し え ん き ょ う ぎ かい
第4回青梅市障害者地域自立支援協議会

れい わ ねん が つ に ち き ん ご ご じ ご ご じ
令和6年2月2日(金) 午後2時～午後4時

お う め し や く し ょ かい かい ぎ し つ
青梅市役所2階 201・202会議室

オンライン へ い ょ う かい さい よ て い
オンライン併用開催予定

い じ ょ う
以上

資料 1 省略（事業者作成資料）

資料 2 省略（虐待案件資料）

第4編 障害者計画・障害福祉 計画・障害児福祉計画

音声コード

第1章 障がい者(児)福祉を取り巻く現状と課題

1 計画策定の背景

国では、障がいのある人も普通に暮らし、地域の一員としてともに生きる社会作りを目指して、障害福祉サービスをはじめとする障害保健福祉施策が推進されています。

平成 25 年 4 月に障害者自立支援法を改正し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行されました。平成 30 年 4 月には、障害福祉サービスおよび障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、「生活」と「就労」の一層の充実や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。

平成 26 年 1 月には、「私たちのことを、私たち抜きで決めないで」をスローガンとする国連の「障害者の権利に関する条約」を批准しました。また、平成 28 年 4 月には、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」ならびに雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止および障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。

そのほかにも、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮および社会参加の促進を目的とした「障害者文化芸術推進法」や、障がいがあっても読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための「読書バリアフリー法」など、障がいの有無にかかわらず、様々な形で社会参加や文化活動を支援するための法律が整備されています。

また、令和3年9月には「医療的ケア児」の定義や、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責を負うことを初めて明記した「医療的ケア児支援法」が施行されました。

さらに、令和4年5月には障がい者の情報の取得利用や意思疎通に関する施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障害者計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされました。

青梅市では、「味わいのある人生を歩もう～だれもがその人らしく暮らせる共生のまち青梅～」を基本理念として第5期障害者計画を策定するとともに、令和3年には第6期障害福祉計画および第2期障害児福祉計画を策定し、障害者施策、障害福祉施策を推進してきました。

これらの計画のもとで、令和3年4月1日には、「障がいのある人も障がいのない人もその人らしく暮らせる共生のまち青梅市条例」(差別解消条例)を施行し、さらに、令和5年6月30日には、「青梅市虐待・配偶者暴力の防止に関する条例」を施行しました。

本計画は、これらの計画が令和5年度をもって終了することから、新たに令和6年度を初年度とする第6期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画を策定するものです。

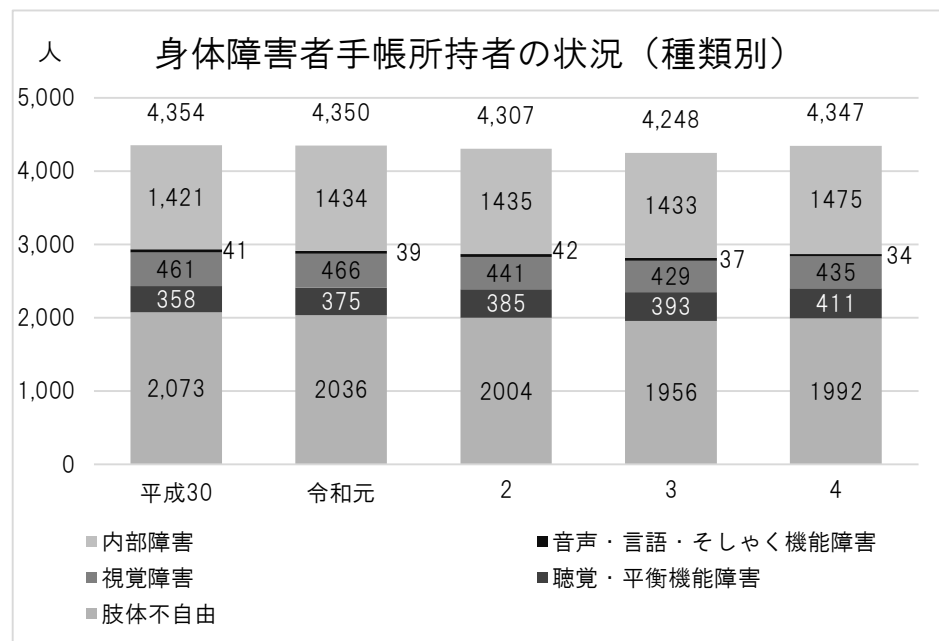
2 障がい者に関する統計の状況

(1) 身体障害

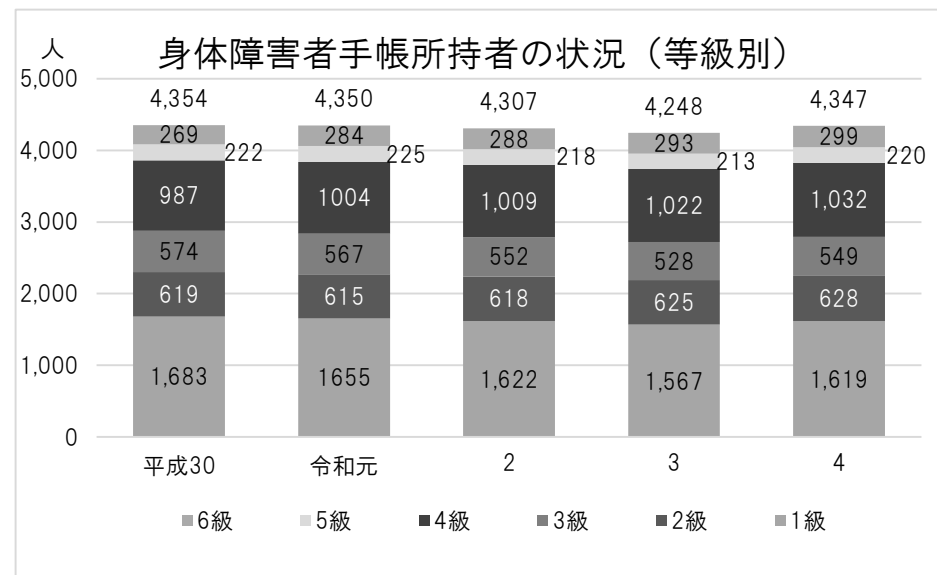
身体障害者手帳所持者数は令和3年度まで減少傾向にありましたが、令和4年度はやや増加しています。

種類の内訳をみると、聴覚・平衡機能障害、内部障害がやや増加傾向、そのほかは横ばいとなっています。

等級の内訳をみると、1級、3級が減少し、そのほかは横ばいから微増となっています。



資料：行政報告書



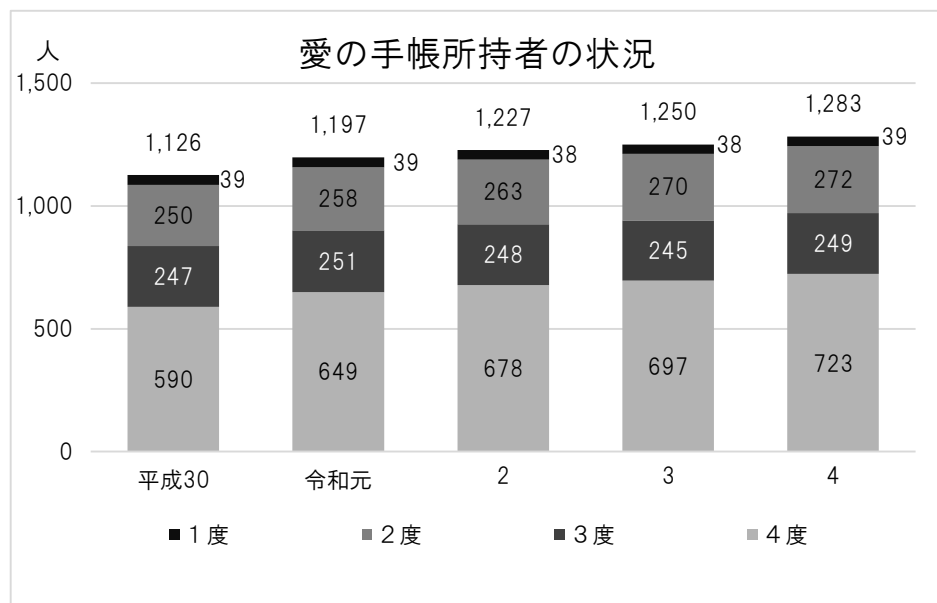
資料：行政報告書

音声コード

(2) 知的障害

愛の手帳所持者数は平成 30 年度以降増加傾向となっています。

度数ごとの状況をみると、1度と3度は横ばいとなっており、2度と4度が増加しています。特に4度は平成 30 年度から令和4年度にかけて 133 人の増加となっています。

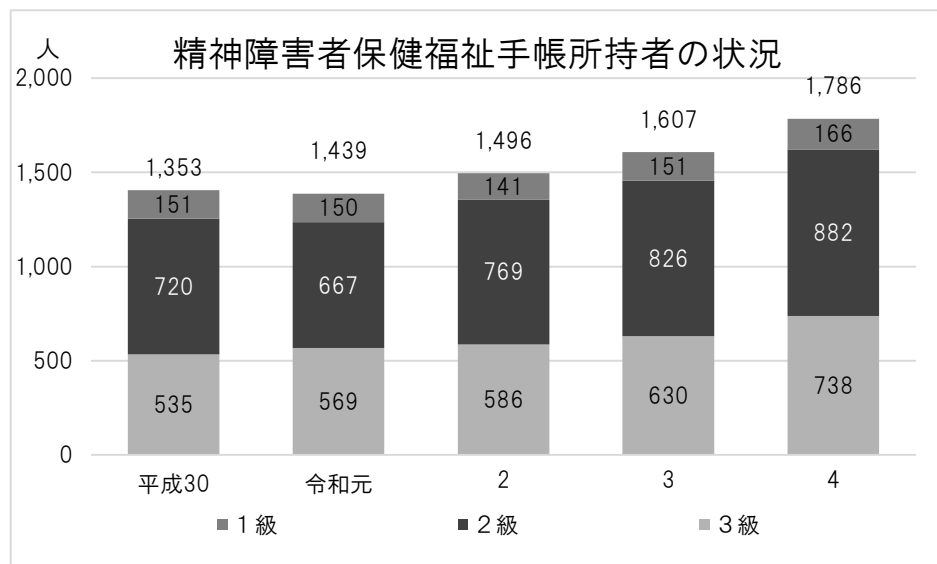


資料：行政報告書

音声コード

(3) 精神障害

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 30 年度以降増加傾向となっています。
級数ごとの状況をみると、2級と3級が大きく増加し、1 級は横ばいとなっています。



資料：行政報告書

(4) 難病

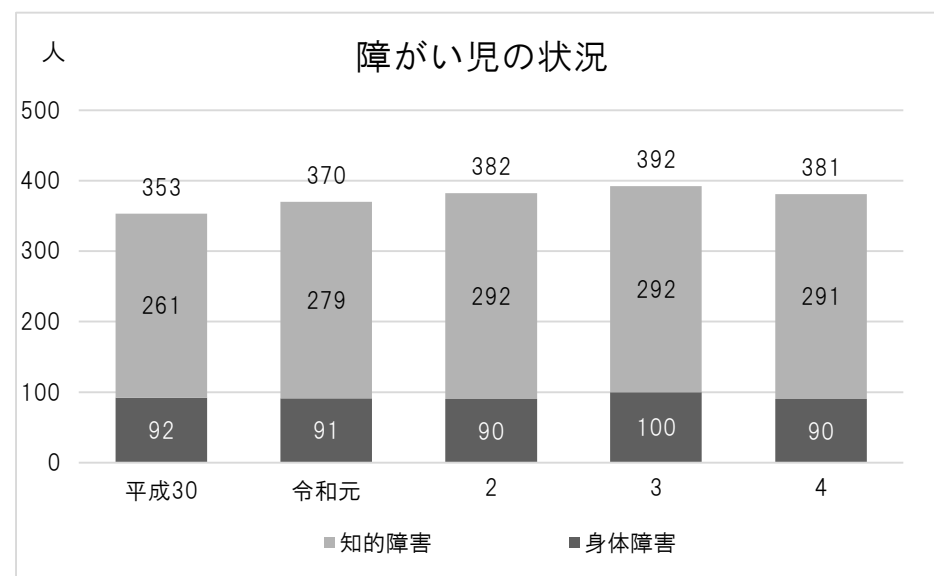
難病患者数は増減を繰り返して推移しており、令和 4 年度では、令和 3 年度と比較して 33 人増加し、平成 29 年度以降では高い水準の 1,725 人となっています。

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
難病医療助 成対象者数	1,742	1,494	1,579	1,507	1,692	1,725

(5) 障がい児の状況

障がい児数は、令和3年度まで増加傾向にありましたが、令和4年度はやや減少しています。



資料：行政報告書

音声コード

3 障害福祉サービスの実施状況

(1) 障害福祉サービスの実施状況（第6期障害福祉計画）

- ・訪問系サービスでは、どのサービスの利用者数も計画年度中横ばいで推移しています。どのサービスも伸びを見込んでいましたが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う利用控えにより、計画値より伸びが抑えられています。
- ・日中活動系サービスでは、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援（B型）は利用者数が大きく伸び、計画値を上回っています。生活介護、就労継続支援（A型）、就労定着支援については、増加を見込んでいましたが、途中年度から計画値を下回っています。
- ・居住系サービスでは、共同生活援助（グループホーム）が大きく伸び、計画値を上回っています。自立生活援助、施設入所支援については計画値を下回っています。
- ・相談支援については、計画相談支援が大きく伸び、計画値を上回っています。地域定着支援は実績がありませんでした。

(2) 地域生活支援事業の実施状況

- ・相談支援事業、手話通訳者派遣は利用者が大きく伸び、計画値を上回っています。また、日常生活用具費給付等事業、移動支援事業では計画値より伸びが少なく、計画値を下回って推移しています。

(3) 障がい児向けサービスの実施状況（第2期障害児福祉計画）

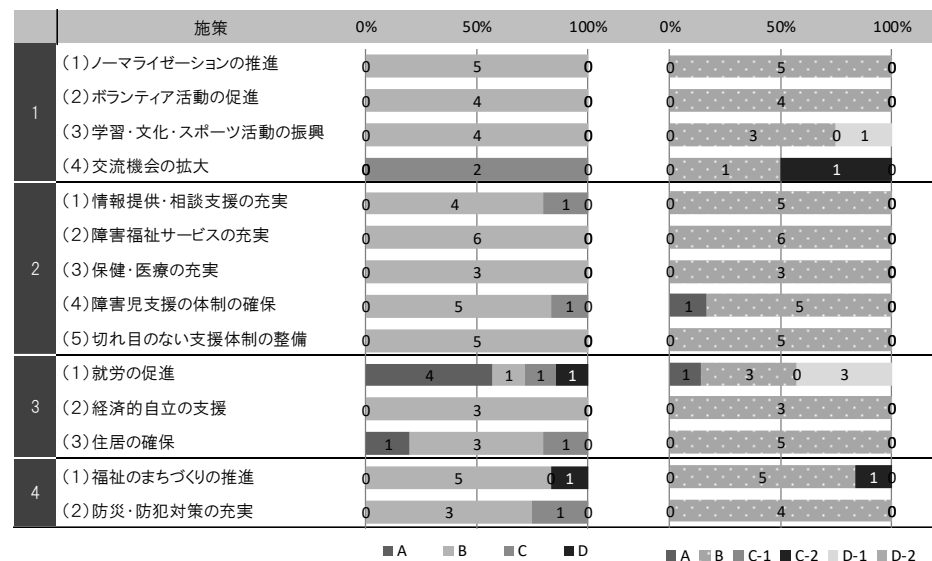
- ・児童発達支援、放課後等デイサービスは利用者が大きく伸び、計画値を上回っています。また、保育所等訪問支援は令和3年度まで実績がありませんでしたが、令和4年度以降は計画値を上回っています。医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、実績がありませんでした。

4 障害福祉施策の実施状況

「第5期青梅市障害者計画」の進捗状況について、各事業の取組状況と担当課の自己評価をもとにとりまとめを行いました。

評価の実施にあたっては、各事業の取組状況（実行性）と、計画に定める推進施策への貢献度の2つの観点から評価を行いました。

施策ごとの集計結果は以下の通りです。「1-3 自立支援の推進」では、実行性においてA評価が他の施策と比較して多くなっています。また、「1-1 共生社会の形成」(4)交流機会の拡大については、新型コロナウイルス感染症の影響により、実行性はC評価が多くなっています。



各事業の取組状況（実行性）

- A: 想定通り実施
- B: 概ね想定通り実施
- C: 実施にあたり課題があった
- D: 実施できなかった

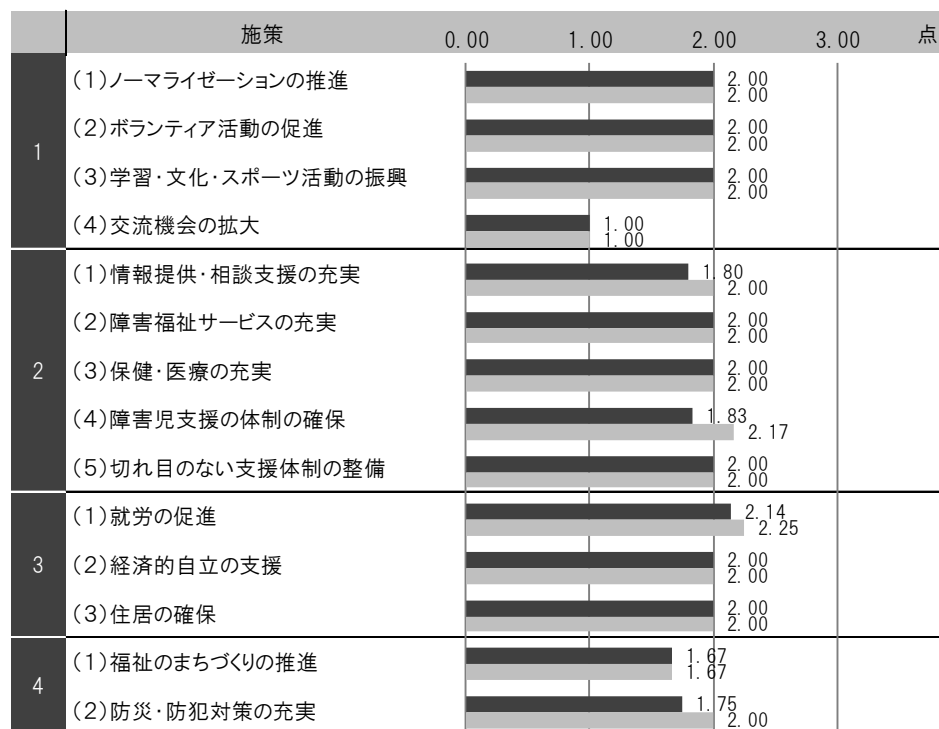
推進施策への貢献度

- A: 施策推進につながった
- B: 概ね施策推進につながった
- C-1: あまり施策推進につながらなかった（別施策の推進に貢献）
- C-2: あまり施策推進につながらなかった（効果がそもそもなかった）
- D-1: 実施が十分にできなかったが、効果があると考えられる
- D-2: 実施が十分にできなかった、かつ、見直しが必要な状況

音声コード

自己評価を点数化して算出した、施策ごとの平均点は以下のとおりです。

実行性の平均値は 1.87 点、貢献度の平均値は 1.93 点となりました。実行性はコロナ禍による制限の影響を受ける交流機会の拡大などで低くなっている項目があったほか、公共施設の整備状況等により低くなっていました。



■各事業の取組状況（実行性）
■推進施策への貢献度

基本目標ごとの主な取組の評価と課題は以下のとおりです。

1-1 共生社会の形成

- 知識の普及啓発、情報バリアフリーの推進に関する取組はおおむね計画通り実施できた。一方、情報通信機器の進歩に対応した給付等についても対応を検討していく必要がある。
- ボランティア等の活動、スポーツ等の交流機会については、コロナ禍を経て柔軟な実施様式等の検討を進めることが重要である。

1-2 生活支援の推進

- 障がい者サポートセンターに関し、情報提供や相談支援は計画通り実施できたが、虐待防止センターとしての役割については通報機能にとどまっている。
- 地域における自立した生活に向けたサービスの提供について、グループホームの質の確保と、重度の身体障がい者を対象としたグループホームや生活介護事業所の定員確保が課題となっている。

1-3 自立支援の推進

- 障害者就労支援センターにおいて、企業における障がい者雇用枠の充実、受け入れ態勢の整備、新規開拓を行ったが、人員不足等により新規事業者の開拓が遅れている。
- 市内事業所と公共的就労支援機関との連携した就労支援については、コロナ禍により計画通りの実施ができなかった。

1-4 快適なまちづくりの推進

- 福祉のまちづくりに向けて公共施設等のバリアフリー化を進めているが、計画期間中に対象となる施設整備はなかった。
- 防災対策の推進に向け、努力義務となった個別避難計画の作成推進が課題となっているほか、二次避難所の運営方法についても今後検討が必要である。

音声コード

5 アンケート調査結果の状況

(1) 調査の目的

このアンケート調査は、障がいのある方の生活状況や必要とされているサービス、取組等をお伺いし、「第6期青梅市障害者計画・第7期青梅市障害福祉計画・第3期青梅市障害児福祉計画」策定の基礎資料として活用することを目的に実施しました。

(2) 調査概要

◇調査対象者：身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳、
難病医療費助成受給者証をお持ちの市民 2,000 人(無作為抽出)

◇調査期間：令和5年5月 12 日(金)～5月 29 日(月)

◇調査方法：郵送配布・郵送回収による本人記入方式

(3) 回収結果

◇配布数：2,000 件

◇有効回収数：914 件

◇有効回収率：45.7%

(4) 図表の見方

◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。

◇複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。

◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。

◇図表中の「n(number of cases)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。

◇本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

◇「その他」「不明・無回答」を除き、回答の高いもの第1位に網掛けをしています。

◇それぞれの手帳所持者別にクロス集計をかけることで、身体障害者手帳所持者・愛の手帳(療育手帳)所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者・難病医療費助成受給者証所持者・自立支援医療制度の利用者を別々に集計しています。手帳を重複して所持している方は手帳ごとに計上されています。

音声コード

(5) 結果の概要

問 あなたの現在の健康状態はいかがですか。（あてはまるすべての番号に○印）

全体では「医院、病院に通院している」が 75.5%と最も高く、次いで「健康である」が 22.4%、「自宅で往診や訪問看護を受けている」が6.1%となっています。

手帳の種類・診断別にみると、いずれの区分においても「医院、病院に通院している」が最も高くなっています。

単位：%		健康である	医院、病院に通院している	自宅で往診や訪問看護を受けている	入院している	その他	不明・無回答
全体(n=914)		22.4	75.5	6.1	2.2	2.3	1.9
障害種別	身体障害(n=572)	22.0	76.2	6.8	1.9	3.0	1.7
	知的障害(n=219)	34.2	64.8	6.4	1.4	3.7	1.8
	精神障害(n=135)	15.6	82.2	8.9	3.0	0.7	2.2
	難病(n=165)	6.7	87.3	6.1	3.6	1.2	1.8
	自立支援医療(n=192)	14.6	87.5	9.9	1.0	2.1	1.6

問 あなたのお住まいは、次のどれにあてはまりますか。（番号に○印を1つだけ）

全体では「家族の持家（一戸建て住宅）」が 38.1%と最も高く、次いで「本人の持家（一戸建て住宅）」が 19.6%、「民間賃貸アパート・マンション」が 13.2%となっています。

手帳の種類・診断別にみると、いずれの区分においても「家族の持家（一戸建て住宅）」が最も高くなっています。

単位：%		本人の持家（一戸建て住宅）	本人の持家（マンション等）	家族の持家（一戸建て住宅）	家族の持家（マンション等）	借家	民間賃貸アパート・マンション	公社、公団賃貸住宅	市営、都営住宅	社宅、公務員住宅	福祉施設（グループホーム除く）	グループホーム等の共同生活の場	その他	不明・無回答
全体(n=914)		19.6	4.8	38.1	7.0	4.0	13.2	1.3	2.5	0.3	2.0	4.6	1.1	1.4
障害種別	身体障害(n=572)	21.9	5.9	39.3	6.5	3.8	12.8	1.6	1.6	0.5	1.4	2.6	0.7	1.4
	知的障害(n=219)	2.3	1.8	49.8	7.3	4.1	8.7	0.0	3.7	0.0	5.9	15.1	0.5	0.9
	精神障害(n=135)	9.6	3.0	30.4	7.4	5.9	24.4	3.0	5.9	0.0	1.5	5.2	2.2	1.5
	難病(n=165)	31.5	6.1	36.4	6.1	3.0	12.1	1.2	0.6	0.0	0.0	0.6	2.4	0.0
	自立支援医療(n=192)	9.9	3.6	33.9	4.7	5.2	22.4	2.1	3.1	0.0	3.1	8.9	1.6	1.6

音声コード

問 「支援が必要」または「少し支援が必要」とお答えの方にお聞きします。あなたを介護している方または支援している方は主にどなたですか。（番号に○印を1つだけ）

何らかの介助を必要とする方は60.2%となっています。

支援が必要な方を介護・支援している方は、「親」が38.9%と最も高く、次いで「配偶者」が22.9%、「グループホーム職員」が6.4%となっています。

手帳の種類・診断別にみると、難病では「配偶者」、その他の区分においては「親」が最も高くなっています。

単位：%		配偶者	親	子供	子供の配偶者	兄弟姉妹	その他の親戚	近所の人、友人、知人	ホームヘルパー	入施設職員	グループホーム職員	介護者はいない	その他	不明・無回答
全体(n=550)		22.9	38.9	5.5	0.0	2.0	0.4	0.5	2.2	3.8	6.4	4.2	3.1	10.2
障害種別	身体障害(n=328)	26.5	35.1	6.7	0.0	1.8	0.3	0.6	2.7	3.7	4.0	4.6	1.8	12.2
	知的障害(n=194)	2.1	62.4	0.5	0.0	1.0	0.0	0.5	0.0	7.2	15.5	1.5	2.1	7.2
	精神障害(n=94)	21.3	39.4	3.2	0.0	1.1	0.0	2.1	2.1	4.3	4.3	7.4	6.4	8.5
	難病(n=71)	45.1	16.9	11.3	0.0	4.2	1.4	1.4	2.8	0.0	2.8	4.2	2.8	7.0
	自立支援医療(n=133)	16.5	44.4	2.3	0.0	1.5	0.0	1.5	1.5	3.0	9.0	6.0	6.0	8.3

問 障がいのある人が働くためには、どのような環境が必要だと思いますか。（あてはまるすべての番号に○印）

全体では「周囲が自分の障がいを理解してくれること」が59.7%と最も高く、次いで「障がいにあった仕事であること」が45.1%、「勤務時間や日数を調整できること」が38.2%となっています。

手帳の種類・診断別にみると、いずれの区分においても「周囲が自分の障がいを理解してくれること」が最も高くなっています。

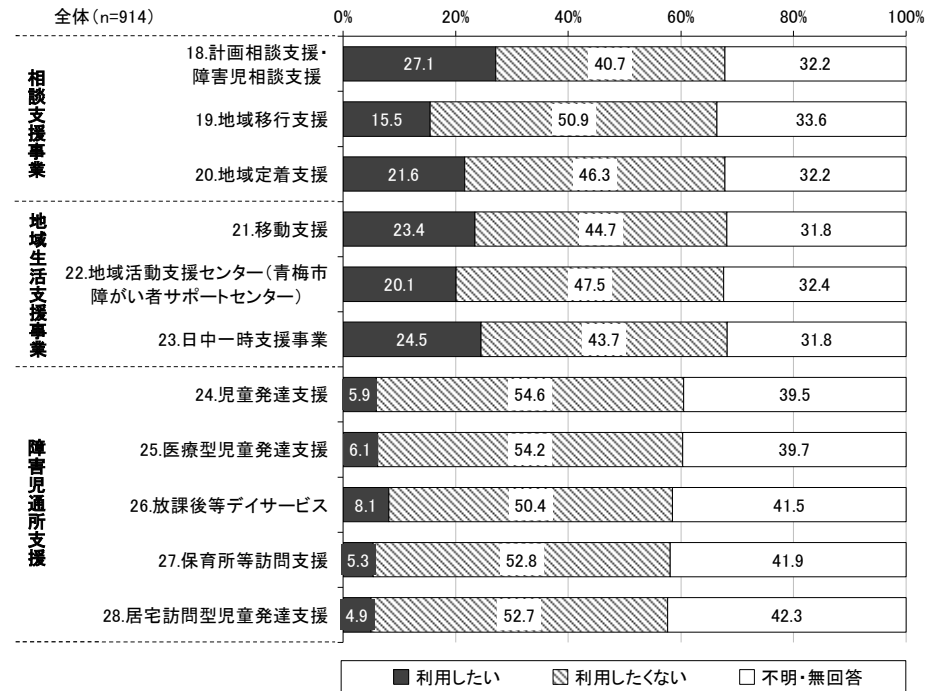
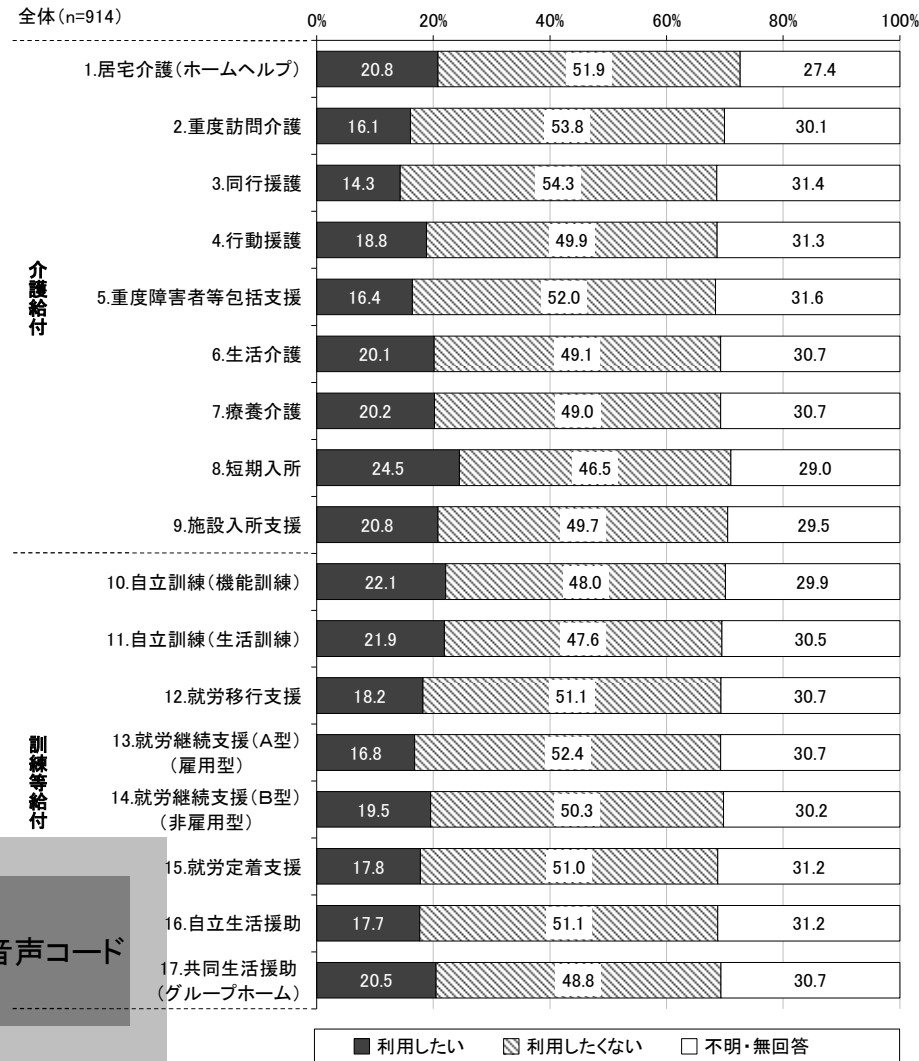
単位：%		周囲が自分の障がいを理解してくれること	障がいにあつた仕事であること	勤務時間や日数を調整できること	職場に良き指導者や先輩がいること	通勤手段があること	ジョブコーチ等の制度があること	賃金が妥当であること	通院等を会社等が保障してくれること	勤務場所障がい者用の設備があること	就労のための技術を身に付けられること	自宅での仕事ができる環境であること	その他	不明・無回答
全体(n=914)		59.7	45.1	38.2	35.2	33.0	22.4	30.2	25.9	23.6	19.5	18.4	3.4	23.9
障害種別	身体障害(n=572)	57.0	43.0	35.1	29.7	31.1	18.2	28.5	25.5	25.0	16.6	18.4	3.7	26.4
	知的障害(n=219)	66.7	53.9	32.9	48.9	37.9	32.0	31.1	24.7	26.9	25.1	8.2	5.0	16.9
	精神障害(n=135)	67.4	52.6	51.1	44.4	39.3	29.6	40.0	31.9	20.0	22.2	23.0	4.4	16.3
	難病(n=165)	53.3	37.6	41.2	30.9	32.7	18.8	27.3	24.8	23.6	17.6	17.0	0.6	32.7
	自立支援医療(n=192)	68.8	56.3	46.4	43.2	39.6	30.2	37.5	31.8	21.9	24.0	20.8	3.6	15.6

音声コード

問 障害者総合支援法、児童福祉法の福祉サービスの今後の利用意向についてお答えください。（１～28までのそれぞれについて、１か２のどちらかの番号に○印）

すべてのサービスで「利用したくない」が高くなっています。「利用したい」は[18.計画相談支援・障害児相談支援]で27.1%と最も高く、次いで[8.短期入所][23.日中一時支援事業]で24.5%、[21.移動支援]で23.4%となっています。

■今後の利用意向

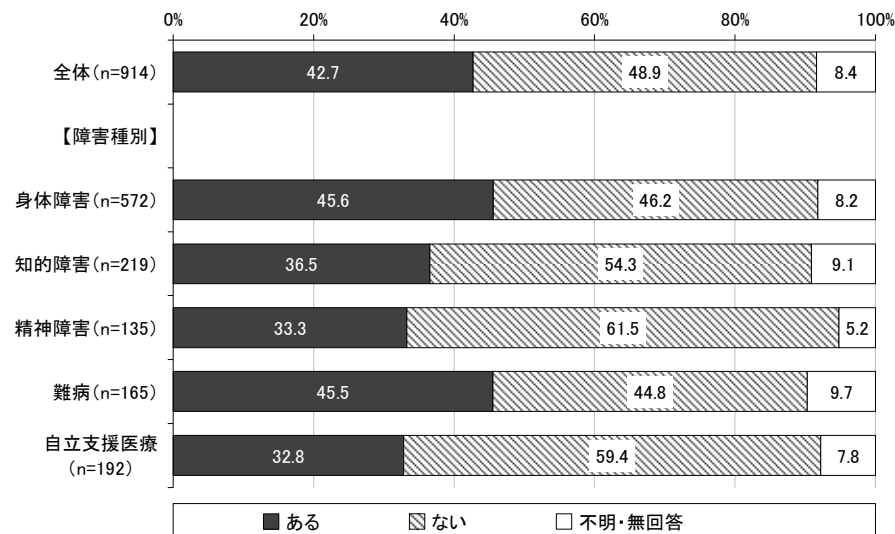


音声コード

問 あなたは、ふだん地域の方々とお付き合いがありますか。（番号に○印を1つだけ）

全体では「ある」が42.7%、「ない」が48.9%となっています。

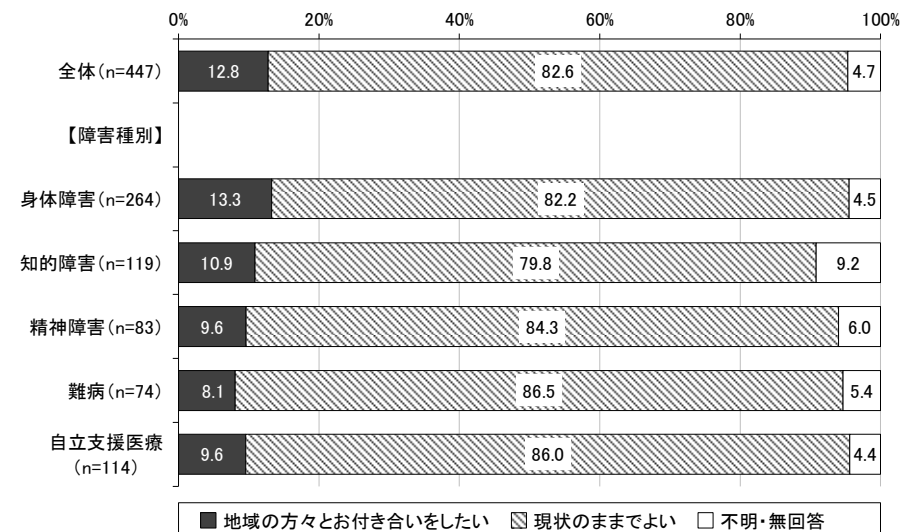
手帳の種類・診断別にみると、難病では「ある」、その他の区分においては「ない」が高くなっています。



問 ふだん地域の方々とお付き合いが「ない」方にお聞きします。あなたは、これから地域の方々とお付き合いをしていきたいですか。（番号に○印を1つだけ）

全体では「地域の方々とお付き合いをしたい」が12.8%、「現状のままでよい」が82.6%となっています。

手帳の種類・診断別にみると、いずれの区分においても「現状のままでよい」が高くなっています。

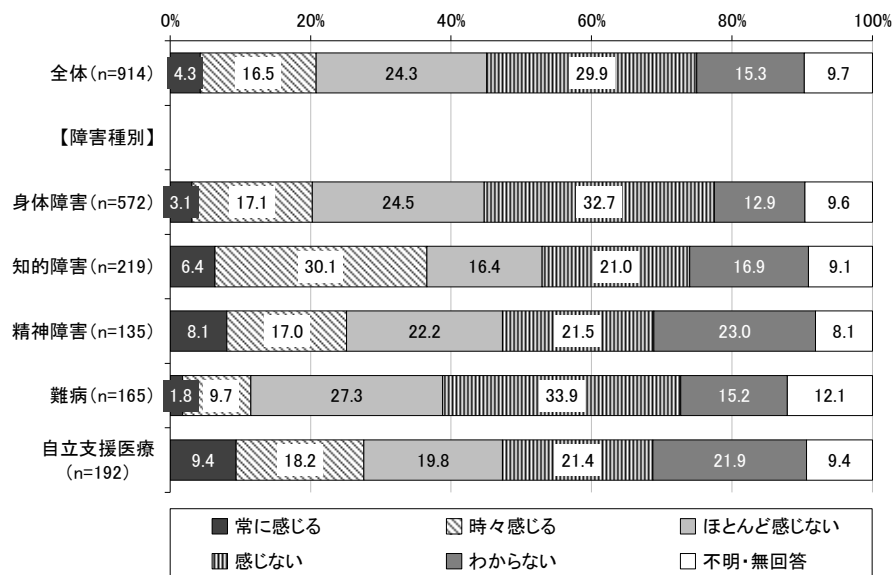


音声コード

問 あなたやあなたの家族は、日常生活の中で障がい者への差別や偏見を感じることはありませんか。（番号に○印を1つだけ）

全体では「感じない」が29.9%と最も高く、次いで「ほとんど感じない」が24.3%、「時々感じる」が16.5%となっています。

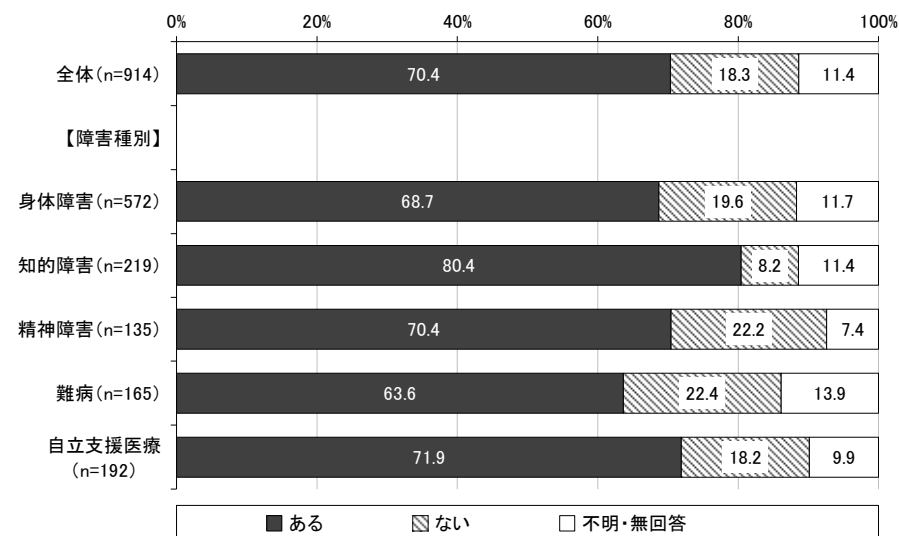
手帳の種類・診断別にみると、身体障害、難病では「感じない」、知的障害では「時々感じる」、精神障害、自立支援医療では「わからない」が最も高くなっています。



問 あなたは、何か困ったときに相談できる場所がありますか。（番号に○印を1つだけ）

全体では「ある」が70.4%、「ない」が18.3%となっています。

手帳の種類・診断別にみると、いずれの区分においても「ある」が高くなっています。



音声コード

問 相談できる場所があると答えた方は、誰に相談しますか。（あてはまるすべての番号に○印）

全体では「家族」が79.8%と最も高く、次いで「市役所」が27.8%、「友人」が27.7%となっています。

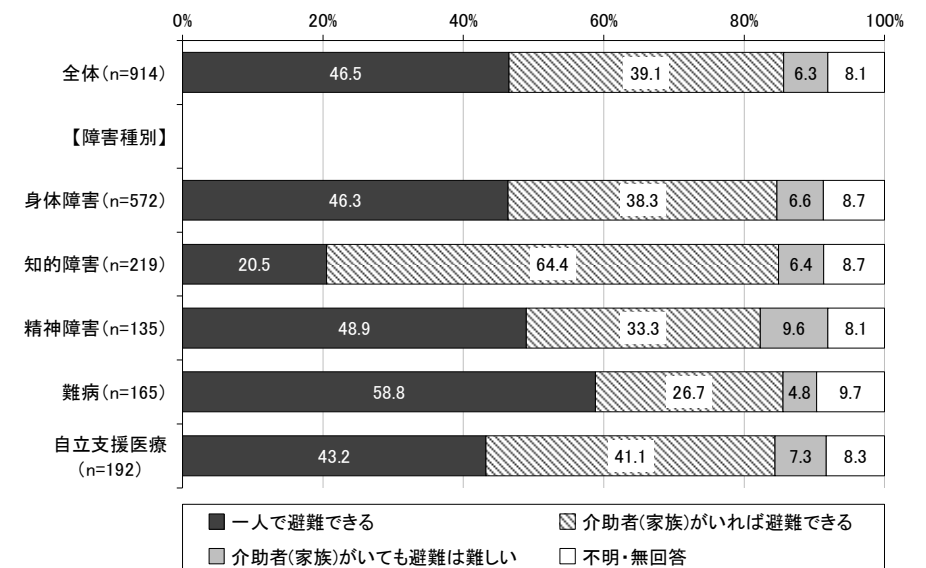
手帳の種類・診断別にみると、いずれの区分においても「家族」が最も高くなっています。

単位：%		家族	友人	相談支援事業所	市役所	職場の人	その他	不明・無回答
全体(n=643)		79.8	27.7	24.6	27.8	15.9	13.1	0.0
障害種別	身体障害(n=393)	83.5	29.0	21.9	29.8	16.0	11.7	0.0
	知的障害(n=176)	76.1	20.5	41.5	21.0	20.5	21.6	0.0
	精神障害(n=95)	63.2	29.5	35.8	36.8	11.6	20.0	0.0
	難病(n=105)	91.4	34.3	13.3	26.7	11.4	7.6	0.0
	自立支援医療(n=138)	63.0	24.6	37.0	33.3	10.9	21.7	0.0

問 あなたは地震や台風などの災害が発生した場合に、避難できますか。（番号に○印を1つだけ）

全体では「一人で避難できる」が46.5%と最も高く、次いで「介助者(家族)がいれば避難できる」が39.1%、「介助者(家族)がいても避難は難しい」が6.3%となっています。

手帳の種類・診断別にみると、知的障害では「介助者(家族)がいれば避難できる」、その他の区分においては「一人で避難できる」が最も高くなっています。



音声コード

問 あなたは、災害に対してどのような準備をしていますか。（あてはまるすべての番号に○印）

全体では「地域の避難場所や避難所を知っている」が 35.8%と最も高く、次いで「特に準備はしていない」が 35.3%、「食糧や水などを備蓄している」が 29.5%となっています。

手帳の種類・診断別にみると、身体障害、難病では「地域の避難場所や避難所を知っている」、その他の区分においては「特に準備はしていない」が最も高くなっています。

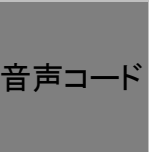
単位：%		手助けをしてくれる人を頼んでいる	「避難行動要援護者制度」の名簿提供に同意している	地域の避難場所や避難所を知っている	家族や支援者と避難方法を決めている	食糧や水などを備蓄している	避難したときに必要な薬、医療機器、補装具等日常生活用具等を準備している	「ヘルプカード」を利用している	特に準備はしていない	その他	不明・無回答
全体 (n=914)		8.0	7.0	35.8	15.8	29.5	17.1	6.7	35.3	2.1	8.6
障害種類	身体障害 (n=572)	7.7	9.4	36.7	14.0	31.3	17.1	6.1	33.9	1.6	9.6
	知的障害 (n=219)	16.0	11.4	25.6	21.9	21.0	12.8	11.4	32.9	2.3	9.6
	精神障害 (n=135)	7.4	2.2	31.1	17.8	24.4	16.3	9.6	42.2	3.7	7.4
	難病 (n=165)	6.7	3.6	40.6	13.9	38.2	20.6	4.2	33.3	1.8	9.7
	自立支援医療 (n=192)	9.4	4.7	29.7	19.3	30.2	19.3	13.5	37.5	3.1	6.8

問 今後、行政に特に力を入れてほしい障がい者福祉施策はどのような分野ですか。（特に重要だと思う番号に○印を3つまで）

全体では「各種相談・情報提供の充実」が 44.5%と最も高く、次いで「介助、援助体制の充実」が 31.8%、「非常時の緊急システムの充実」が 24.8%となっています。

手帳の種類・診断別にみると、いずれの区分においても「各種相談・情報提供の充実」が最も高くなっています。

単位：%		各種相談・情報提供の充実	介助、援助体制の充実	グループホーム等の住宅施策の推進	就労支援事業所など福祉的就労の場の拡充	一般就労の援助、就労の場の確保	非常時の緊急システムの充実	障がい児教育の充実	文化、スポーツ等の活動への支援	障がい者差別解消に向けた理解促進および啓発	障がい者等に配慮したバリアフリーの推進	ボランティア等の充実	その他	不明・無回答
全体 (n=914)		44.5	31.8	16.0	18.1	22.9	24.8	8.0	8.1	21.2	21.4	8.4	3.7	15.0
障害種類	身体障害 (n=572)	42.8	33.0	12.9	13.6	20.1	25.7	5.9	7.0	18.4	26.6	7.7	4.2	17.0
	知的障害 (n=219)	41.6	29.7	32.0	30.1	21.9	23.3	13.2	12.8	28.3	17.8	9.6	5.0	11.0
	精神障害 (n=135)	41.5	20.0	16.3	25.2	32.6	13.3	8.1	8.1	28.1	12.6	9.6	5.2	14.8
	難病 (n=165)	49.1	38.8	10.3	12.7	21.8	29.1	6.1	7.9	17.0	25.5	8.5	2.4	13.3
	自立支援医療 (n=192)	45.8	26.6	21.9	24.0	27.6	20.3	8.3	9.9	29.2	12.5	9.4	4.7	11.5



第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

インクルーシブ社会が実現するまち

～違いを認め合い、その人らしく暮らせる共生のまち 青梅～

○障がいの有無にかかわらず、その人らしく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域共生社会の形成を図ることが重要です。

○本市においては、障がいに対する理解促進、療育・教育の支援、就労支援等に取り組むとともに、障害福祉サービスの基盤整備を推進してきました。さらに、令和3年には、「障がいのある人も障がいのない人もその人らしく暮らせる共生のまち青梅市条例（青梅市障害者差別解消条例）」を制定し、障がいのある人も障がいのない人も同じ地域社会の一員として、互いに尊重し合い、支え合いながら、いつまでも安全に、安心して心豊かに暮らせる青梅市を目指して、取組を進めます。

2 基本目標

基本目標1 障がいに対する理解促進・差別解消

各種啓発や意思疎通の支援を通じて障がいに対する理解促進・差別解消を進めるとともに、ボランティア活動の支援、福祉のまちづくりの推進など、心と社会のバリアフリー化を進めます。

また、障がいのある方が状況に応じた支援を受けることができるよう、防災・防犯対策を推進します。

基本目標2 生活支援・サービス・相談支援体制の充実

障がい者のための拠点施設である青梅市障がい者サポートセンターの充実と基幹相談支援センターの設置により、相談支援体制を充実させるとともに、虐待防止をはじめとした障がい者の権利擁護に努め、経済的自立や住居確保の支援を行うことにより、地域生活の実現に向けた取組を推進し、ます。

また、一人ひとりの障害特性や生活状況に応じて必要な支援を受けることができるよう、福祉サービスの提供に努めるとともに、障がいのある方に適切な保健・医療を提供できる体制を整備します。

基本目標3 障害特性に応じた療育・教育

児童発達支援センターの設置をはじめとした、障がい児一人ひとりの障害特性に合わせた療育、教育により、障がいを重度化させない支援を推進するとともに、サービス利用や就学相談など、相談支援体制の充実に取り組みます。

また、誰も取り残すことのない支援を提供できるよう、療育ネットワークの構築と保護者等に向けた支援を推進し、切れ目のない支援体制を整備します。

音声コード

基本目標4 就労支援・居場所づくりの推進

生きがいづくりや社会参加を促進するため、文化・スポーツ活動への参加、地域における交流機会づくりを推進するとともに、経済的自立や地域生活の実現のため、関係機関や事業者と連携した就労支援に取り組めます。

音声コード

第3章 取組内容

基本目標1 障がいに対する理解促進・差別解消

基本方針	基本施策
(1)インクルーシブの推進	ア 普及啓発 イ 情報バリアフリーの促進 ウ 意思疎通支援の充実
(2)ボランティア活動の促進	ア 学校教育における福祉ボランティア活動等の取組 イ ボランティア・市民活動センターの拡充 ウ NPO法人、ボランティア団体の活動支援
(3)福祉のまちづくりの推進	ア 公共施設のユニバーサルデザイン化の推進 イ 住宅のバリアフリー化の促進 ウ 公共交通機関のバリアフリー化の促進 エ 心のバリアフリー
(4)防災・防犯対策の充実	ア 防災対策の推進 イ 見守り・防犯対策の推進

基本方針(1)インクルーシブの推進

障がいのある方への理解促進のため、知識の普及啓発、情報格差縮小に向けた取組を進めます。

基本施策 ア 普及啓発

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
障がいに関する知識の普及啓発	市の広報紙、ホームページなど多様な媒体や機会等を活用して、障がいに関する正しい知識の普及啓発を行います。	障がい者福祉課	—
インクルーシブ理念と福祉意識の啓発	障がいのある人もない人も、地域の中で共に生きていくことができる社会を目指し、インクルーシブ理念の理解促進に努めます。(地域福祉計画基本目標1-(1)-②の再掲)	地域福祉課 障がい者福祉課	④
障害者差別解消条例の周知	「障がいのある人も障がいのない人もその人らしく暮らせる共生のまち青梅市条例」にもとづき、障がいのある人の権利擁護等にかかる理念を浸透させ、障がいのある人に対する差別や偏見のない社会、共に社会の一員として、心豊かに暮らせるまちの実現に努めます。(地域福祉計画基本目標1-(1)-②の再掲)	障がい者福祉課	④

基本施策 イ 情報バリアフリーの促進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
情報伝達手段の充実	情報格差の縮小に努め、情報伝達手段の充実など情報利用の円滑化を促進し、障がいのある方のコミュニケーションを広げ、自立と社会参加を支援していきます。	秘書広報課 障がい者福祉課	—

音声コード

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
情報機器の活用促進	年齢や障害の有無に関係なく、全ての市民が同じように情報機器を活用して、情報収集や活用などができるよう、学習機会の周知、音声コードの普及等に努めます。(地域福祉計画基本目標3-(3)-①の再掲)	障がい者福祉課	地

基本施策 ウ 意思疎通支援の充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
多様なコミュニケーション手段の確保	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の理念に則り、視覚や聴覚等に障がいのある方への手話、要約筆記、点字などを活用したコミュニケーション手段の確保や、重度の言語機能障がいのある方への意思伝達装置など日常生活用具の利用促進に努めます。また、市役所窓口においては手話通訳設置事業を実施するほか、多様なコミュニケーション手段による対応を推進します。	障がい者福祉課	—
ヘルプカードの普及啓発	障がいのある方が災害時や日常生活の中で困ったときに周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるための「ヘルプカード」の普及・啓発に努めます。	障がい者福祉課	—

基本方針(2)ボランティア活動の促進

障害福祉にかかわるボランティア活動の促進のため、学校教育において福祉意識の高揚に向けて取り組むとともに、ボランティア・市民活動センターの充実、団体等の支援に取り組みます。

基本施策 ア 学校教育における福祉ボランティア活動等の取組

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
福祉に関する教育の充実	福祉意識の啓発や活動への参加の機会づくりを進めるとともに、障がいについての理解促進や福祉に関する教育の充実・強化を図ります。	指導室	—
学校教育における心のバリアフリー化の促進	小・中学校などにおいて、福祉に関する教育や交流などにより、心の障壁の除去(バリアフリー化)を図るとともに、福祉への理解と関心を高めます。	指導室	—

基本施策 イ ボランティア・市民活動センターの拡充

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
ボランティア・市民活動センターの運営の充実	「ボランティア・市民活動センター」の運営の充実を図り、ボランティアの確保・ボランティア育成講座の開催、活動の組織化を進めるとともに、ボランティア・コーディネーターなどの体制充実を図り、ボランティア活動を促進します。(地域福祉計画基本目標2-(2)-①の再掲)	市民活動推進課	地

音声コード

基本施策 ウ NPO法人、ボランティア団体の活動支援

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
ボランティア等の活動支援	NPO法人、ボランティア団体の活動を支援するとともに、団体相互の連携や交流を促進し、ボランティア活動の活性化を図ります。(地域福祉計画基本目標2-(2)-①の再掲)	市民活動推進課	地

基本方針(3)福祉のまちづくりの推進

福祉のまちづくりの推進に向け、施設等のバリアフリー化に取り組むとともに、心のバリアフリーの推進に向けた支援を実施します。

基本施策 ア 公共施設のユニバーサルデザイン化の推進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
公共建築物等のバリアフリー化の促進	障がいのある方が利用する市の公共施設のバリアフリー化に努めます。また、新たに整備する市の公共施設については、ユニバーサルデザインの考え方にもとづき整備します。	施設課	ー
ユニバーサルデザインの考えにもとづいたまちづくりの推進	国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(新バリアフリー法)」や「東京都福祉のまちづくり条例」、「青梅市福祉のまちづくり整備要綱」にもとづき、公共交通施設や公共公益建物、道路、公園、住宅などのバリアフリー化を促進し、優しいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。(地域福祉計画基本目標1-(4)-①の再掲)	地域福祉課	ー

基本施策 イ 住宅のバリアフリー化の促進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
住宅改善の支援	段差の解消や手すりの設置など、障がいに応じたバリアフリー化を進めることにより、障がいのある方が暮らしやすい住宅の整備を促進し、住宅改善を支援します。	障がい者福祉課	ー

音声コード

基本施策 ウ 公共交通機関のバリアフリー化の促進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
交通施設のバリアフリー化の促進	駅などの交通施設については、その事業者に対して、障がい者が利用しやすい施設になるようバリアフリー化を推進します。	交通政策課	－

基本施策 エ 心のバリアフリー

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
ユニバーサルマナーの推進	障がいのある方に対する誤解や偏見、差別をなくすために、障害に関する正しい知識の普及啓発を行い、市民理解を進め、ユニバーサルマナーおよび心のバリアフリーを推進していきます。	障がい者福祉課	－

基本方針(4)防災・防犯対策の充実

防災・防犯対策を推進し、非常時にも障がいのあるなしにかかわらず支援を受けられる体制を整備します。

基本施策 ア 防災対策の推進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
防災意識の普及および減災の推進	障がいのある方が災害発生時に冷静に行動できるよう、広報、防災ハンドブック・ハザードマップの活用や防災訓練などの機会を通じて、防災意識の普及や非常時の対応方法の習得を推進するとともに、家具転倒防止器具の取付け促進等により減災にも努めていきます。	防災課	—
地域における共助の仕組みの構築	自主防災組織やボランティア組織、市内にある福祉施設などとも連携を図りながら、地域における共助の仕組みを構築し、障がいの特性に応じた災害時の支援体制の充実に努めていきます。	防災課	—
二次避難所の運営体制の検討	障がいのある方の避難方法を確保するとともに、引き続き、二次避難所の設置・運営体制、医療機関や障害福祉サービス事業所との連携体制のあり方について検討を進めます。	防災課	—
避難行動要支援者の支援	災害対策基本法および避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例にもとづき、制度に同意された方の名簿を作成し、地域の皆さんの御理解のもと、地域で災害時の支援ができる「地域の安全は地域で守る」体制づくりを行います。(地域福祉計画基本目標2-(3)-①の再掲)	防災課 高齢者支援課 障がい者福祉課	④
	関係部局や関係団体等と連携し、避難行動要支援者への支援対策を検討するほか、個別避難計画の作成を推進します。また、自主防災組織等の安否確認訓練や避難支援訓練を通じ、支援実施体制の確立に努めます。	防災課 高齢者支援課 障がい者福祉課	④

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
	す。(地域福祉計画基本目標2-(3)-①の再掲)		
災害時協定締結による安心なまちづくり	障害福祉施設等と災害時協定を締結し、災害時における障がいのある人の安心なまちづくりを推進します。(地域福祉計画基本目標2-(3)-①の再掲)	障がい者福祉課	④
防災訓練の実施	災害などの危険から高齢者・障がい者等を守るため、防災訓練などを行います。また、訓練を通じて、危機管理体制の充実を図ります。(地域福祉計画基本目標2-(3)-①の再掲)	防災課 高齢者支援課 障がい者福祉課	—

基本施策 イ 見守り・防犯対策の推進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
防犯対策の推進	関係機関や地域と連携を図りながら、防犯活動の支援や広報活動、また、障がい者に対する悪徳商法による被害を防止するために、悪徳商法の手口の紹介や防止方法などの啓発や情報提供を行います。	市民安全課	—
見守り・助け合いのネットワークづくり	青梅市社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と連携し、地域での日常的な見守りや助け合いのネットワークづくりを進めます。(地域福祉計画基本目標1-(3)-①の再掲)	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課	④ ⑤

基本目標２ 生活支援・サービス・相談支援体制の充実

基本方針	基本施策
(1)情報提供・相談支援の充実	ア 障がい者サポートセンターの充実 イ 相談支援体制の充実 ウ 地域移行の推進 エ 虐待防止対策の推進
(2)障害福祉サービスの充実	ア 自立支援給付の充実 イ 地域生活支援事業の充実 ウ 一般サービスの充実
(3)保健・医療の充実	ア 生活習慣病等の疾病等の予防 イ 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実
(4)経済的自立の支援	ア 年金・手当等の支援 イ 金銭的管理の支援
(5)住居の確保	ア 居住支援 イ グループホームの充実 ウ 居住環境の整備
(6)支援ネットワークの整備	ア 地域自立支援協議会の機能の充実 イ 分野横断的な連携体制の構築

基本方針(1)情報提供・相談支援の充実

障がい者のための拠点施設である青梅市障がい者サポートセンターの充実をはじめ、地域移行支援と権利擁護の支援を行うことにより、地域生活の実現に向けた取組を推進します。

基本施策 ア 障がい者サポートセンターの充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
相談支援および地域活動支援センターとしての役割の充実	障がい児を含めた障がい者やその家族等からの相談に応ずる相談支援事業、障がい者への地域活動支援センター事業、創作活動、軽作業活動の機会の提供を行い、社会との交流を促進します。	障がい者福祉課	—
虐待防止窓口機能の強化	障がい者虐待防止に対する相談や届出、通報の窓口として、虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応を図り、障がいのある人の権利侵害を防止します。	障がい者福祉課	—

基本施策 イ 相談支援体制の充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置により、相談支援体制を充実させ、誰も取り残すことのない支援体制の整備を推進します。	障がい者福祉課	—
包括的相談支援事業	相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け入れ、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供等を行います。(地域福祉計画基本目標3-(1)-①の再掲)	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 子育て応援課 こども家庭センター	④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧
相談体制の充実	障がいのある人、家族、地域の住民からの相談に対し、公的機関、専門機関や地域の民生委員・児童委員と連携し、相談支援体制の強化・充実を図ります。(地域福祉計画基本目標3-(1)-②の再掲)	障がい者福祉課	④

基本施策 ウ 地域移行の推進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
地域移行のためのサービスの利用促進	地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助等について、引き続き丁寧な情報提供による周知、利用促進を図ります。	障がい者福祉課	—
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、当事者および保健・医療・福祉に携わる方を含む様々な関係者が、情報共有や連携を行い、社会的包摂を推進します。	障がい者福祉課	—

基本施策 エ 虐待防止対策の推進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
障がい者の権利擁護の啓発	権利擁護についての啓発活動を推進し、障がい者の権利行使の援助、障がい者差別や虐待および不適切な支援の防止に関して、市内事業所等への周知に取り組めます。	障がい者福祉課	—
障がい者虐待の防止や対応に向けた体制整備	障がい者や配偶者の虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制の整備強化に努めます。(地域福祉計画基本目標3-(4)-②の再掲)	障がい者福祉課	④
被害に遭ったこどもの支援	児童虐待などの被害に遭ったこどもに対し、カウンセリングなどの支援を行います。また保護者に対しては、家庭環境の改善に向けた指導・支援を行うとともに、学校や児童相談所、医療機関などの関係機関と、再発防止に向けた連携を充実させます。(地域福祉計画基本目標3-(4)-②の再掲)	健康課 指導室 障がい者福祉課	④

基本方針(2)障害福祉サービスの充実

障がいのある方のニーズに合わせて障害福祉サービスを提供できるような体制づくりに取り組みます。

基本施策 ア 自立支援給付の充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
訪問系サービスの充実	訪問系サービスについては、身体介護・家事援助・通院等助などの居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護など制度の適正を維持し、啓発に努め、サービスの質的、量的な充実を図ります。	障がい者福祉課	—
日中活動系サービスの充実	日中活動系サービスについては、親亡き後を見据え、重度障がい者が日中利用するための生活介護や、緊急時の一時保護のための短期入所など、需要増が見込まれるサービスについて、支援体制の確保を図ります。 また、青梅市自立センターにおいて、引き続き障害福祉サービスの充実に努めます。	障がい者福祉課	—
居住系サービスの充実	居住系サービスについては、障がいのある方の地域移行や介護者の高齢化等により潜在的な需要があると見込まれていることから、特に重度障がい者向けの共同生活援助(グループホーム)の充実を図るとともに、グループホーム入居者が日中に活動する生活介護等の施設についても充実を図り、親亡き後の支援体制の確保に努めます。	障がい者福祉課	—
障がい福祉に関する各種制度や事業等の周知・普及	市民が障害福祉に関する各種制度や事業等に関心を持ち、制度や事業等の内容の理解が進むよう、これらの周知・普及に努めます。(地域福祉計画基本目標3-(3)-①の再掲)	障がい者福祉課	④

音声コード

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
障害基準該当サービス事業者登録制度の普及等	障害福祉サービス事業所が介護保険サービスを提供可能とする、障害基準該当サービス事業者登録制度について、制度の普及、事業者登録に努めます。(地域福祉計画基本目標3-(3)-①の再掲)	障がい者福祉課	④
事業者への指導検査の実施	社会福祉法人の指導検査を継続するとともに、介護、障害および保育の各事業者への指導検査を実施します。(地域福祉計画基本目標3-(3)-②の再掲)	地域福祉課 障がい者福祉課 こども育成課	④
福祉サービス第三者評価の普及促進	地域密着型サービスについては福祉サービス第三者評価の受審を指導し、サービス向上を図るとともに、地域密着型サービス以外についても受審を指導し、サービスの向上を図ります。(地域福祉計画基本目標3-(3)-②の再掲)	介護保険課 障がい者福祉課 こども育成課	④ ⑤
サービス提供の充実	障害福祉サービスの充実のため、福祉人材の確保に努めるとともに、既存の事業者の育成および新規事業者の誘致などにより、サービス提供事業者の安定確保に努めます。(地域福祉計画基本目標3-(3)-②の再掲)	障がい者福祉課	④

基本施策 ウ 一般サービスの充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
一般サービスの充実	引き続き、障がい者の需要を把握しながら、個々のサービスの実情に沿った充実に図り、障がい者の生活支援に努めます。	障がい者福祉課	—
生活支援サービスの充実	相談支援や障害福祉サービス、保健福祉サービス、保健・医療、障がい児保育・教育の充実に図ります。(地域福祉計画基本目標3-(3)-②の再掲)	障がい者福祉課	④

基本施策 イ 地域生活支援事業の充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
地域生活支援事業の充実と周知啓発	意思疎通支援事業、相談支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、サポートセンター事業、日中一時支援事業の実施を継続するとともに、自動車運転教習費補助事業、奉仕員等養成事業などの事業の周知、内容の充実に図ります。	障がい者福祉課	—

音声コード

基本方針(3)保健・医療の充実

障がいにつながりうる疾病の予防・重度化防止の取組を進めるとともに、障がいのある方に適切な保健・医療を提供できる体制整備を推進します。

基本施策 ア 生活習慣病等の疾病等の予防

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
疾病の予防 および障がいの重度化予防	障がいの原因となる生活習慣病をはじめとする疾病の予防、二次予防、障がいの重度化を防ぐため、必要な医療の給付や、健康診断、診療および検査を受けることを勧奨していきます。	健康課	－

基本施策 イ 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
障がいに応じた保健医療対策の推進	障がい者等一人ひとりに応じた適切な医療・歯科医療サービスが受けられるよう、専門医療機関、関係機関等との障がい者の保健対策の推進を図ります。	健康課 障がい者福祉課	－
通院等のための移動手段の充実	通院等のための移動手段の充実を図るため、福祉バス事業を継続実施するとともに、その他の移動手段について検討します。	障がい者福祉課	－

基本方針(4)経済的自立の支援

経済的支援および支援の情報を提供するとともに、金銭管理が困難な方が安心して暮らせるようにするための権利擁護事業を実施します。

基本施策 ア 年金・手当等の支援

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
各種手当の支給	障がい者やその家族に対し、国や東京都などが実施する各種手当などの支給により、経済的な支援を行い、生活の安定を図ります。	障がい者福祉課 こども育成課 保険年金課 生活福祉課	㊦
障害年金等の周知	市民全般に対し、障害が生じたときの支援として障害基礎年金等の受給など必要な情報の提供を行います。	保険年金課 生活福祉課	—

基本施策 イ 金銭的管理の支援

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
権利擁護の推進	誰もが人権を尊重し合い、尊厳をもって安心して暮らせるよう、青梅市社会福祉協議会と連携し、権利擁護事業の推進を図ります。また、身寄りがない、経済的負担がでない市民に対しては、市が審判申立てや後見人報酬の費用助成を行います。(地域福祉計画基本目標3-(4)-①の再掲)	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課	㊦ ㊧
成年後見制度の利用促進	青梅市社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の周知と活用の促進を図り、判断能力の不十分な高齢者等が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為をする際に、保護・支援を行います。(地域福祉計画基本目標3-(4)-①の再掲)	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 生活福祉課	㊦ ㊧

基本方針(5)住居の確保

地域で自立した生活を送るため、地域移行への支援や住居の確保に向けた支援に取り組みます。

基本施策 ア 居住支援

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
障がい者世帯向け公営住宅の利用促進	身近な地域で、生きがいを持って、自立した生活を送るために基盤となる住まいの場の確保の手段として、障がい者世帯向けの公営住宅の利用を促進していきます。	住宅課	—
地域移行支援のサービスの実施	障がいのある方が充実した地域生活を送ることができるよう、地域移行支援を行います。	障がい者福祉課	—

基本施策 イ グループホームの充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
グループホームの支援体制の充実	「親亡き後」の生活に不安を感じる意見が多くあげられていることから、障がいのある方の地域における居住の場として、重度障がい者にも対応できるグループホームの確保を図り、支援体制の充実を図っていきます。	障がい者福祉課	—
民間事業者への情報提供	グループホームの開設を計画する事業者に対しては、青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針にもとづき、情報提供等を行っていきます。	障がい者福祉課	—

基本施策 ウ 居住環境の整備

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
入所施設等の居住環境の改善の検討	入所施設、グループホームには老朽化の著しい施設もあることから、入所者の居住環境の改善に配慮し、支援の在り方について研究していきます。	障がい者福祉課	－
住宅設備改善事業等の利用促進	在宅の障がい者に対して、住宅設備改善事業等を活用しながら居住環境の整備に努めます。	障がい者福祉課	－

基本方針(6)支援ネットワークの整備

地域内での障がい者支援のネットワークを強化するため、地域自立支援協議会の機能充実に取り組みます。

基本施策 ア 地域自立支援協議会の機能の充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
自立支援協議会の機能の充実	自立支援協議会のネットワークを強化、活用し、様々な障害支援機関が、一人ひとりの各ライフステージにおける課題等を共有することにより、総合的な支援を進めていきます。	障がい者福祉課	－

基本施策 イ 分野横断的な連携体制の構築

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
障がい者の地域生活支援拠点の整備	障がいのある人の重症化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で障がい児者やその家族が安心して生活するための、地域生活支援拠点等の整備を検討します。また、総合相談、専門相談・権利擁護・地域移行等、相談支援の中核的役割を担う機関として、基幹相談支援センターを整備します。(地域福祉計画基本目標3-(2)-①の再掲)	障がい者福祉課	④
児童発達支援センターの整備	障がい児に対する地域支援体制を構築するため、支援の中核となる児童発達支援センターを整備します。(地域福祉計画基本目標3-(2)-①の再掲)	障がい者福祉課	④

基本目標3 障害特性に応じた療育・教育

基本方針	基本施策
(1)障がい児支援の体制の確保	ア 障がい児保育 イ 相談支援体制の充実 ウ 特別支援教育の充実 エ 特別支援学校等との連携の推進
(2)切れ目のない支援体制の整備	ア 療育ネットワークの構築 イ 家族、保護者への支援の強化

基本方針(1)障がい児支援の体制の確保

障がい児一人ひとりの障害特性に合わせた療育、教育の支援と、サービス利用や就学相談など、相談を受けとめる体制の充実に取り組みます。

基本施策 ア 障がい児保育

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
保育所等における障がい児の受入れ	保育所や学童クラブ等の一般的な子育て支援施策における障がい児の受入れに努めます。	こども育成課 子育て応援課	⑦
児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターを設置するとともに、保育所等訪問支援の充実など、障がい児一人ひとりの障害特性に合わせた支援を推進します。	障がい者福祉課	—

基本施策 イ 相談支援体制の充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
就学相談等の充実	就学相談をはじめとした相談の充実を図るとともに、その家族に対する支援にも努めます。	学務課 障がい者福祉課	⑦
ライフステージに対応した支援	ライフステージに対応したサービス・支援の提供が行えるように努めていきます。	障がい者福祉課 こども育成課 子育て応援課 こども家庭センタ—	⑦

基本施策 ウ 特別支援教育の充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
障がいに応じた教育の充実	障がいの種類や程度に応じた教育を行うとともに、個々のニーズに応じた支援、施設整備に努めます。	学務課 指導室	－

基本施策 エ 特別支援学校等との連携の推進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
特別支援学校等との連携の推進	特別支援教育パートナーシップ、相互派遣研修の実施などについて推進し、特別支援学校や特別支援学級等の教育関係者と日常的に連携を図ることで、障がいがあっても、安心して必要な教育的支援が受けられるよう、環境の整備、推進に努めます。	学務課 指導室	－

基本方針(2)切れ目のない支援体制の整備

障がい児の成長に伴って支援が途切れることがないように、支援ネットワークの構築と保護者等の支援者に向けた支援に取り組みます。

基本施策 ア 療育ネットワークの構築

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
切れ目のない療育ネットワークの構築	障がい者福祉課、子育て世代包括支援センター、地域福祉コーディネーター、幼稚園、保育所、児童相談所、保健所、学校、民生児童委員等の関係機関が連携し、切れ目のない療育ネットワークの構築を図ります。	障がい者福祉課 こども育成課 地域福祉課 学務課 こども家庭センター	④地 ⑤子
基幹相談支援センターの設置による切れ目のない支援体制の整備	障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活、重度化、高齢化など各ライフステージにおいて、障がいのある方それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心として基幹相談支援センターを設置し、誰も取り残すことのない支援体制の整備を推進します。	障がい者福祉課	－

基本施策 イ 家族、保護者への支援の強化

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
家族支援の促進	障がいのあるこどもを持つ保護者に向けた障害理解の推進やメンタルケアなどの家族支援を行います。保護者からの相談は適切な専門機関等へつなぐとともに、関係機関が理解を深めるための研修等を行います。	障がい者福祉課 子育て応援課 高齢者支援課	④ ⑤
家族のレスパイト等のための支援体制の強化	在宅生活における家族や保護者のレスパイトや緊急時対応について、重度障がい者の対応可能な事業所の確保に向けて民間法人の誘致等を検討するとともに、地域生活支援拠点の整備を進めます。	障がい者福祉課	—

基本目標4 就労支援・居場所づくりの推進

基本方針	基本施策
(1)学習・文化・スポーツ活動の振興	ア 文化活動等の支援 イ 障がい者スポーツの振興
(2)交流機会の拡大	ア イベント事業等の充実 イ 地域における交流機会の創出
(3)就労の促進	ア 障害者就労支援センターの充実 イ 公共職業安定所(ハローワーク)等との連携 ウ 企業や福祉施設とのネットワークの構築

基本方針(1)学習・文化・スポーツ活動の振興

障がいのあるなしにかかわらず、生涯にわたって学び、文化・スポーツの活動に取り組むために、参加の場づくりや周知・啓発等を推進します。

基本施策 ア 文化活動等の支援

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
文化・芸術活動の支援	障がいのある方の文化・芸術活動への参加機会を広げるとともに、活動成果の発表の場づくりを支援します。	社会教育課 文化課 障がい者福祉課	—

基本施策 イ 障がい者スポーツの振興

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
スポーツの機会の拡充	障がいのある方とない方との交流の場としてスポーツに親しむことができる機会や、オンラインを活用してスポーツを楽しむことができる場などを作り、障がいのある方の生活・活動の幅を広げていきます。	スポーツ推進課	—
民間団体等との連携による活動の機会の拡充	民間団体等とも連携し、レクリエーション活動への参加機会を拡大することによって、障がいのある方の生活・活動の幅を広げるとともに、障がい者スポーツに関するイベントの周知に取り組めます。	スポーツ推進課	—
障がい者スポーツの周知啓発	東京都障害者スポーツ大会などの周知・啓発に努めるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーのひとつとして、多くの市民や企業等に、より広く障がい者スポーツに対する理解を深めるための啓発等に努めます。	スポーツ推進課	—

音声コード

基本方針(2)交流機会の拡大

障がいのある方とない方が関わりあい、ともに暮らす地域づくりのため、地域における交流機会づくりを推進します。

基本施策 ア イベント事業等の充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
イベント等の充実による交流機会づくり	スポーツDAY青梅等のイベントを通じてスポーツ交流等を促し、障がいのある人となない人が理解しあい、ともに暮らす地域社会の形成を図るために各種イベントの推進、ふれあい事業等の一層の充実を図ります。	スポーツ推進課 障がい者福祉課	—

基本施策 イ 地域における交流機会の創出

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
関係機関との連携による地域交流機会の創出の支援	地域の方との連携を深め、障がいのある方が地域へ出る機会を増やすことを目的に、障がい者サポートセンターや市民センター、自治会、各種地域団体と連携し、障がい者作品展示会などの行事をはじめとする地域交流機会の充実を図り、地域における住民相互の交流機会の創出を支援します。	障がい者福祉課 市民活動推進課	—
地域づくり事業	介護、障害、子育て、生活困窮分野ごとに行われている地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施することで、属性に関わらず、地域住民を広く対象とし、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことができるように取組みます。(地域福祉計画基本目標1-(2)-①の再掲)	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 子育て応援課	④ ⑤ ⑥

基本方針(3)就労の促進

就労に向けた相談支援、一般就労への移行の支援等、状況に応じた就労支援に取り組むとともに、ハローワーク等関係機関と連携した就労支援の体制を整備します。

基本施策 ア 障害者就労支援センターの充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
就労支援センターの支援力強化	多様なニーズへの対応や就労継続の支援等を図るため、障害者就労支援センターの支援力を高めるとともに、日常生活支援、職業生活支援、社会生活支援等を行います。	障がい者福祉課	—
一般企業への就労の支援	障がい者が、安心して一般企業への就労を実現し、継続していけるよう支援を行います。	障がい者福祉課	—
就労面と生活面双方の支援の提供	就労面の支援としては、職業相談、職場定着支援、ジョブコーチの派遣等を行い、生活面の支援としては、日常生活支援、職業生活支援、社会生活支援等を行います。	障がい者福祉課	—
関係機関との連携および情報提供の充実	就労に関する情報収集および提供、関連機関・協力機関とのネットワーク形成等を行います。	障がい者福祉課	—

基本施策 イ 公共職業安定所(ハローワーク)等との連携

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
関係機関との連携による障がい者就労の促進	障がい者の就労機会の確保については、引き続き、公共職業安定所(ハローワーク)や企業、特別支援学校等との連携を図りながら、障がい者の就労を促進します。	障がい者福祉課	－
離職後の支援の推進	離職の確認の際には、就労移行支援事業や公共職業安定所(ハローワーク)等への照会を行い、離職後のフォローや再就職に向けた支援を行うよう努めます。	障がい者福祉課	－

基本施策 ウ 企業や福祉施設とのネットワークの構築

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
企業や障害福祉サービス事業者との連携による支援体制の充実	障がいのある方が働くことを通して生きがいのある生活を送ることができるように、一般企業への就労の促進を図るとともに、就労支援を行う障害福祉サービス事業所との連携を進め、就労支援体制の充実を図ります。	障がい者福祉課	－
障がい者の就労後の支援体制の整備	障がいのある人の就労後の職業定着支援や障がい者の就労拡大のための企業開拓に向けて、障害者就労支援センターを中心として特別支援学校や関係機関等の連携を更に図り、継続した支援体制を整備します。(地域福祉計画基本目標1-(2)-③の再掲)	障がい者福祉課	④地

第4章 障害福祉・障害児福祉サービスの事業 量見込み

1 障害福祉計画

(1) 成果目標の設定

<1>施設入所者の地域生活への移行等

国の基本指針

- ・地域移行者数：令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域移行
- ・施設入所者数：令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

【成果目標】

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の施設入所者数(a)	105 人	令和4年度末の施設入所者数
目標年度入所者数(b)	98 人	令和8年度末の施設入所者数
【目標値】削減見込み	7 人	
施設入所者削減率	6.7%	令和4年度末の5%以上削減
【目標値】地域生活移行者数	7 人 (6.7%)	令和4年度末施設入所者数の 6%以上

<2>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村および都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着が可能となる。

①精神障がい者の相談支援、居住系サービスの利用

【主な活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	76 人	95 人	119 人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	20 人	33 人	52 人
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	20 人	22 人	24 人

②保健、医療および福祉関係者による協議の場

【主な活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	50 人	50 人	50 人
保健、医療および福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	2回	2回	2回

音声コード

<3> 地域生活支援の充実

国の基本指針

- ・各市町村または圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

【成果目標】

項目	内容
地域生活支援拠点等の整備	令和6年度末までに整備
運用状況の検証	毎年度 1 回実施
強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること	支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

【主な活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1か所	1か所	1か所
コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証および検討の実施回数	1回	1回	1回

<4> 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の 1.28 倍以上
- このうち、就労移行支援事業による一般就労への移行者数：令和3年度実績の 1.31 倍以上
- 就労継続支援 A 型事業による一般就労への移行者数：令和3年度実績の 1.29 倍以上
- 就労継続支援 B 型事業による一般就労への移行者数：令和3年度実績の 1.28 倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の 1.41 倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

音声コード

○就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

【成果目標】

項目		数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数		9 人	
	うち、就労移行支援利用者	調整中	
	うち、就労継続支援A型	調整中	
	うち、就労継続支援 B 型	調整中	
【目標値】目標年度における一般就労移行者数		12 人	令和3年度実績の 1.28 倍以上
	うち、就労移行支援利用者	調整中	令和3年度実績の 1.31 倍以上
	うち、就労継続支援A型	調整中	令和3年度実績の 1.29 倍以上
	うち、就労継続支援 B 型	調整中	令和3年度実績の 1.28 倍以上

○就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合5割以上の事業所

【成果目標】

項目	数値	考え方
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	2 か所	就労移行支援事業所の5割以上

○就労定着支援事業の利用者数

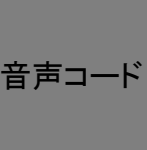
【成果目標】

項目	数値	考え方
令和3年度末の就労定着支援事業の利用者数	34 人	
【目標値】目標年度の就労定着支援事業の利用者数	48 人	令和3年度末実績の 1.41 倍以上

○就労定着支援の事業所ごとの定着率

【成果目標】

項目	数値	考え方
就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	1 か所	就労定着支援事業所の2割5分以上



<5> 相談支援体制の充実・強化等

国は、相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することとしています。

国の基本指針

- ・各市町村において、令和8年度末までに基幹相談支援センターを設置する
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う【新規】

【成果目標】

項目	内容
基幹相談支援センターの設置	令和6年度末までに整備
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	検討

【主な活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置【新設】	1 か所(設置)	-	-
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	19 件	20 件	20 件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	19 件	20 件	20 件

基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12 回	12 回	12 回
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新設】	検討	検討	検討

<6> 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の強化

国の基本指針

- ・各都道府県および各市町村において、サービスの質の向上のための体制を構築する

【主な活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	8 人	8 人	8 人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	体制の有無	検討	有
	実施回数	-	1 回

音声コード

○発達障がい者等に対する支援の充実

国は、発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等およびその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や育児等の方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなど発達障がい者等およびその家族に対する支援体制を確保することが重要であるとしています。

【主な活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達障害者地域支援協議会の開催回数	検討	1回	1回
発達障害者支援センターによる相談支援の件数	検討	10件	10件
発達障害者支援センターおよび発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	検討	14件	15件
発達障害者支援センターおよび発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数	検討	1回	1回
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	検討	5人	5人
ペアレントメンターの人数	検討	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	検討	5人	5人

(2) サービス等の見込量およびその確保策

①訪問系サービス

事業名	内容
居宅介護	居宅における入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で、常時介護を要する方に対し、居宅における入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動の介護を総合的に行うサービスを提供します。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がいのある方に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等のサービスを提供します。
行動援護	知的障害または精神障害により、行動上著しい困難がある方で常時介護を必要とする方に対し、行動の際に生ずる危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする方で、介護の必要の程度が著しく高い方に対し、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

【サービス見込量】

		令和4年度【実績】	令和5年度【見込】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	112	125	127	129	131
重度訪問介護	人/月	7	7	7	8	8
同行援護	人/月	80	77	79	81	83
行動援護	人/月	24	25	26	27	28
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0

【見込量と確保策の考え方】

令和4年度までの利用実績および令和5年度の見込み数をもとに、利用者数の推移を踏まえて、見込み量を設定しました。

訪問系サービスは、新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えが続いていましたが、今後はサービス利用が増加する見込みであることに加え、施設入所者の地域移行等の推移を見込みながら、サービス利用の増加に対応していくため、事業者には、国や東京都からの情報の提供を行うなど、今後見込まれる需要に対するサービスの確保を図ります。

あわせて、サービスの質の向上を図るため、事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした研修会や講演会等の情報提供を行います。

また、利用者に対しては、東京都障害者サービス情報などを利用して、障害者が利用するサービスを選択する幅を広げるための事業者情報の提供に努めます。

音声コード

②日中活動系サービス

【サービス概要】

事業名	内容
生活介護	常時介護を必要とする方に対し、主に昼間、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動または生産活動の機会などのサービスを提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体機能・生活能力の維持・向上等の支援に必要な身体障がい者に対し、身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事などの訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係機関との連絡調整等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に対し、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係機関との連絡調整等の支援を行います。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	就労を希望する対象者に、定められた期間、生産活動・その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労継続支援 (A型)	雇用契約にもとづく就労の機会を提供します。また、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を行います。
就労継続支援 (B型)	就労の機会や生産活動の機会を提供します。また、知識・能力が高まった場合は、就労への移行に向けた支援を行います。
就労定着支援	福祉サービスを利用し一般就労した方に対し、利用者との対面による相談や利用者を雇用した企業への訪問、関係機関との連絡調整等の支援を行います。

事業名	内容
療養介護	医療を要する障がい者で常時介護を要する方に対し、主に昼間、病院、その他の施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。
短期入所	介護者が病気などの理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な方に、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。

【サービス見込量】

		令和4年 度【実績】	令和5年 度【見込】	令和6年 度	令和7年 度	令和8年 度
生活介護	人/月	254	263	267	271	275
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	1	1	2	2
自立訓練 (生活訓練)	人/月	18	20	22	24	26
就労選択支援	人/月	-	-	1	2	3
就労移行支援	人/月	75	77	79	81	83
就労継続支援 (A型)	人/月	27	28	29	30	31
就労継続支援 (B型)	人/月	390	386	395	405	415

音声コード

		令和4年 度【実績】	令和5年 度【見込】	令和6年 度	令和7年 度	令和8年 度
就労定着支援	人/月	35	35	38	41	44
療養介護	人/月	14	17	17	18	18
短期入所	人/月	120	120	123	126	129

【見込量と確保策の考え方】

令和4年度までの利用実績および令和5年度の見込み数をもとに、利用者数の推移を踏まえて、見込み量を設定しました。

市内に必要な施設や不足が見込まれるサービスについては、国や東京都の施策を活用しながら既存の事業者によるサービスの拡充を支援するとともに、新たな事業者の開拓・支援など、サービス量が確保されるような施策を検討します。特に、親亡き後を見据え、重度障がい者が日中利用するための生活介護や、緊急時の一時保護のための短期入所など、需要増が見込まれるサービスについて、支援体制の確保を図ります。

また、「青梅市障害者就労支援センター」を有効に活用し、引き続き、市、民間企業、福祉施設等とハローワーク等公的機関が連携し、就労に関する支援の充実を図ります。

③居住系サービス

【サービス概要】

事業名	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した、障がい者に対し、一定期間にわたり定期的な巡回訪問等を行い、障がい者の理解力、生活力等を補う支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない障がいのある方に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、相談、その他の日常生活の援助を行います。
施設入所支援	主として、夜間において、入浴、排せつおよび食事等の介護、生活等に関する相談および助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

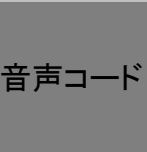
【サービス見込量】

		令和4年 度【実績】	令和5年 度【見込】	令和6年 度	令和7年 度	令和8年 度
自立生活援助	人/月	0	1	2	3	4
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	246	251	265	280	295
施設入所支援	人/月	105	104	104	104	104

【見込量と確保策の考え方】

令和4年度までの利用実績および令和5年度の見込み数をもとに、利用者数の推移を踏まえて、見込み量を設定しました。

共同生活援助(グループホーム)の利用については、設置数が増加傾向にありますが、親亡き後の支援体制として、特に重度障がい者向けの共同生活援助(グループホーム)の充実を図るため、事業者への情報提供や利用者からの相談に応ずる体制を強化するとともに、青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する方針にもとづき、市民利用や重度障がい者の受入れが可能なグループホームの設置について、民間事業者に対し情報提供等の支援を図ります。



④相談支援

【サービス概要】

事業名	内容
計画相談支援	対象者は、障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する全ての障がい者です。サービス内容は、次のとおりです。 支給決定時は、 ①支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害者支援利用計画案を作成 ②支給決定または変更後、事業者等との連絡調整、計画の作成 支給決定後は、 ①一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う。(モニタリング) ②事業者等との連絡調整、支給決定または支給決定の変更にかかる申請の勧奨
地域移行支援	対象者は、障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者です。 サービス内容は、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などで、支援期間は、6か月から12か月です。
地域定着支援	対象者は、独り暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方などで、その他家族等の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者です。 サービス内容は、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の相談などで、支援期間は、12か月以内です。

【サービス見込量】

		令和4年度【実績】	令和5年度【見込】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	985	1,041	1,100	1,160	1,220
地域移行支援	人/月	7	12	13	14	15
地域定着支援	人/月	0	0	1	2	2

【見込量と確保策の考え方】

令和4年度までの利用実績および令和5年度の見込み数をもとに、利用者数の推移を踏まえて、見込み量を設定しました。

事業者による計画相談支援の充実を図り、地域移行支援や地域定着支援を検討します。サービスの趣旨を踏まえ、事業者と利用者の間に立った、公平で公正な計画相談支援が行えるよう、関係機関と連携を図ります。

また、基幹相談支援センターの設置により、相談支援体制を充実させるとともに、事業者との連携強化を図ります。

音声コード

(3)地域生活支援事業

【サービス概要】

事業名	内容
必須事業	
①相談支援事業	地域の障がい者等の福祉に関する問題について、障がい者等、障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行い、事業者等との連絡調整(サービス利用支援および継続サービス利用支援に関するものを除く。)などの便宜を総合的に提供します。
②コミュニケーション支援事業	意思の伝達に支援が必要な障がい者等に対して、手話通訳等を派遣する事業などを行います。
③日常生活用具費給付等事業	日常生活における便宜を図るため、障がい者等に補装具以外の機器で自立した日常生活を支援する用具費の給付および用具の貸与を行います。
④移動支援事業	自立支援給付の対象とならないケースでの外出時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。
⑤地域活動支援センター事業	創造的な活動や、生産活動など様々な活動を支援する場としての機能を強化するとともに、専門職員等を配置して、医療・福祉・地域との連携を強化し、障がい者の地域生活を支援します
⑥成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが必要であると認められる障がい者で、制度の利用に要する費用について補助を受けなければ制度の利用が困難な障害者に対して、申し立て費用や成年後見人報酬などの経費の一部を助成し利用の促進を図ります。
その他事業	
⑦日中一時支援事業	日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練などを行います。

事業名	内容
⑧自動車運転教習費補助事業	障がい者が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を補助することにより、心身障がい者の日常生活の利便および生活圏の拡大を図ります。
⑨自動車改造費補助事業	障がい者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、重度身体障がい者の社会復帰の促進を図ります。
⑩点字図書給付等事業	希望する図書の点字変換費用の補助を行います。
⑪奉仕員等養成事業	手話奉仕員(通訳者)、要約に必要な技術などを習得した要約筆記奉仕員、点訳または朗読に必要な技術を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成する研修を実施します。
⑫就労支援センター事業	障がい者の企業就労等を支援するため、就労支援や生活支援のコーディネーターを配置し、必要な相談、情報提供、支援等を総合的にを行います。

【サービス見込量】

① 相談支援事業

		令和4年度【実績】	令和5年度【見込】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	相談件数	12,401	13,100	13,600	14,000	14,200

【実施に向けての考え方】

令和4年度までの利用実績および令和5年度の見込み数をもとに、利用者数の推移を踏まえて、見込み量を設定しました。

障がい者サポートセンターでは、一般相談支援をはじめ、高次脳機能障害や発達障害等の相談支援体制の充実を図り、個々の障害特性を考慮した相談支援体制を維持し、地域における障がい者の相談支援ネットワークの拡大に向けて取り組みます。

②コミュニケーション(意思疎通)支援事業

		令和4年度【実績】	令和5年度【見込】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣利用者	人	252	250	270	290	310
	時間	581	560	580	600	620
手話通訳者設置事業人数	人	1	1	1	1	1

【実施に向けての考え方】

令和4年度までの利用実績および令和5年度の見込み数を踏まえて、引き続き、必要な施策を実施し、事業の充実を図ります。

③日常生活用具費給付等事業

		令和4年度【実績】	令和5年度【見込】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具費給付等事業	件	3,561	3,570	3,627	3,685	3,744

【実施に向けての考え方】

令和4年度までの利用実績および令和5年度の見込み数を踏まえて、引き続き、必要な施策を実施し、事業の充実を図ります。

技術の進歩、発展による日常生活用具の機能向上に対し、柔軟な対応を図る事業体制の整備に努めます。国や東京都の新たな取組による施策を活用して、必要に応じた支援を実施します。

④移動支援事業

		令和4年度【実績】	令和5年度【見込】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人	117	120	123	126	129
	時間	9,835	9,250	10,080	10,330	10,590

【実施に向けての考え方】

令和4年度までの利用実績および令和5年度の見込み数を踏まえて、引き続き、必要な施策を実施し、事業の充実を図ります。

音声コード

⑤地域活動支援センター事業

		令和4年度【実績】	令和5年度【見込】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	か所	1	1	1	1	1

【実施に向けての考え方】

地域活動支援センターの基礎的事業や機能強化事業を実施してきた、障がい者サポートセンター事業の充実を図り、事業所等に情報の提供や支援を行う体制を強化し、障がいのある方の自立に向けた生活支援を引き続き実施します。

基礎的事業は、創作的活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動機会の提供を充実します。

機能強化事業(I 型)は、保健師、社会福祉士、作業療法士、精神保健福祉士等の専門職員の配置による相談支援事業や福祉および地域の社会基盤との連携の強化、地域住民ボランティアの育成や障害者への理解のための普及啓発等の事業を引き続き実施します。

また、障がい者(児)とその家族、地元住民、学校など、地域と連携したネットワークの充実を図ります。

⑥成年後見制度利用支援事業

		令和4年度【実績】	令和5年度【見込】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	件	2	3	5	6	7

【実施に向けての考え方】

令和4年度までの利用実績および令和5年度の見込み数を踏まえて、引き続き、必要な施策を実施し、事業の充実を図ります。障がいのある方の判断能力等を勘案して、補助、保佐、後見など、必要な支援に繋いでいきます。

⑦日中一時支援事業

		令和4年度【実績】	令和5年度【見込】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人	20	23	25	27	30
	回	134	209	230	253	275

【実施に向けての考え方】

令和4年度までの利用実績および令和5年度の見込み数を踏まえて、見込み量を設定しました。

今後も必要に応じて、国や東京都の施策を活用し、事業者への支援を検討していくとともに、供給の拡大を図ります。

⑧自動車運転教習費補助事業

		令和4年度【実績】	令和5年度【見込】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転教習費補助事業	件	1	3	4	5	6

【実施に向けての考え方】

令和4年度までの実績および令和5年度の見込数を踏まえて、引き続き、障がいのある方の社会参加に向けて自動車運転教習費の補助を実施します。

⑨自動車改造費補助事業

		令和4年度【実績】	令和5年度【見込】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車改造費補助事業	件	1	1	2	3	4

【実施に向けての考え方】

令和4年度までの実績および令和5年度の見込数を踏まえて、引き続き、障がいのある方の社会参加に向けて自動車改造費の補助を実施します。

⑩点字図書給付等事業

		令和4年度【実績】	令和5年度【見込】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点字図書給付等事業	人	0	1	1	1	1

【実施に向けての考え方】

令和4年度までの利用実績および令和5年度の見込み数を踏まえて、見込み量を設定しました。

障がいのある方の文化・教養享受の機会を確保するため、引き続き、点字図書給付等の助成を実施します。

⑪手話奉仕員等事業

		令和4年度【実績】	令和5年度【見込】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者等養成事業	回	58	25	60	30	60
	人	63	20	40	30	40

※令和4年度、6年度、8年度は隔年実施の上級講習会を実施。

【実施に向けての考え方】

令和4年度までの利用実績および令和5年度の見込数を踏まえて、今後の修了者の見込量を設定しました。

音声コード

⑫就労支援センター事業

		令和4年 度【実績】	令和5年 度【見込】	令和6年 度	令和7年 度	令和8年 度
就労支援センター事業	雇用実績	47	48	49	50	50
	相談件数	6,149	6,608	6,660	6,710	6,760

【実施に向けての考え方】

令和4年度までの利用実績および令和5年度の見込数を踏まえて、今後の利用見込量を設定しました。

青梅市障害者就労支援センターは平成20年10月に開設してから15年目を迎え、その間、職業相談、就職準備支援、ジョブコーチの派遣などの就労面の支援や日常生活支援、職業生活支援などの生活面の支援などを中心に、障がいのある方の企業就労を支援してきました。

引き続き、就労後の職業定着支援や、障がい者の就労拡大のための企業開拓に向けて、特別支援学校や関係機関との連携を図り、継続した支援体制を整備します。

2 障害児福祉計画

(1) 成果目標の設定

①障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県および必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県および各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

【成果目標】

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	1 か所	令和 6 年度末までに設置
障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築	検討	
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等	1 か所	

【主な活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	配置検討	配置検討	配置検討

音声コード

(2) サービス等の見込量およびその確保策

①相談支援

【事業の概要】

事業名	内容
計画相談支援	対象者は、障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する全ての障がい児です。サービス内容は、次のとおりです。 支給決定時は、 ①支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成 ②支給決定または変更後、事業者等との連絡調整、計画の作成 支給決定後は、 ①一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う。(モニタリング) ②事業者等との連絡調整、支給決定または支給決定の変更にかかる申請の勧奨

【見込量と確保策の考え方】

令和4年度までの利用実績および令和5年度の見込み数をもとに、利用者数の推移を踏まえて、見込み量を設定しました。

事業者による計画相談支援の充実を図ります。サービスの趣旨を踏まえ、事業者と利用者との間に立った、公平で公正な計画相談支援が行えるよう、関係機関と連携を図ります。

また、基幹相談支援センターの設置により、相談支援体制を充実させるとともに、事業者との連携強化を図ります。

【サービス見込量】

		令和4年度【実績】	令和5年度【見込】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児計画相談支援	人/月	454	497	527	557	585

音声コード

②障害児サービス

【事業の概要】

事業名	内容
児童発達支援	障がい児(未就学)が施設に通所し、日常生活における基本的な動作の指導および集団生活への適用訓練を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関等に通所または通院し、児童発達支援および治療を行います。
放課後等デイサービス	学校(幼稚園および大学を除く。)に就学している障がい児について、授業の終了後または休日に児童発達支援センター等の施設に通所し、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の集団生活を営む施設等に通う障がい児について、当該施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児について、発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【サービス見込量】

		令和4年度【実績】	令和5年度【見込】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	82	105	115	125	135
医療型児童発達支援	人/月	0	0	1	1	1
放課後等デイサービス	人/月	372	392	412	432	450
保育所等訪問支援	人/月	6	7	15	25	40
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	1	1	1

【見込量と確保策の考え方】

令和4年度までの利用実績および令和5年度の見込み数をもとに、利用者数の推移を踏まえて、見込み量を設定しました。

児童発達支援センターの設置により、障がい児一人ひとりの障害特性に合わせた支援を推進するとともに、サービスの提供に向けて、事業者への情報提供や利用者からの相談に応ずる体制を整備します。

音声コード

令和5年度 青梅市障害者地域自立支援協議会 日程表

区分	候補日	会場	時間
第1回	2023年5月15日（月）	205・206会議室	午後2時～午後4時
第2回	2023年8月23日（水）	201・202会議室	午後2時～午後4時
第3回	2023年12月11日（月）	202・203会議室	午後2時～午後4時
第4回	2024年2月2日（金）	201・202会議室	午後2時～午後4時

＊この他に、各専門部会があります。